

令和8年度 BIRDS産学連携コミュニティマネージャー業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 BIRDS産学連携コミュニティマネージャー業務

2 業務の目的

ふくろい産業イノベーション推進協議会（以下、「協議会」という。）は、創業支援や起業家育成などによる地域産業の振興を目的として、ビジネスにチャレンジする多様な人が集まるイノベーション拠点「BIRDS Coworking × FUKUROI」（以下、「BIRDS」という。）を設置・運営している。

本施設は、地域内において、若い世代を中心に起業・創業したい方、創業した方などが仕事と交流をする場として定着しつつあり、会員が増えるとともに、創業者等の成長過程におけるビジネス相談（①マーケティング等の理論説明、②異業種や研究者への繋ぎマッチング、③技術面アドバイスできる理系的人材、④事業拡大展開へ背中を推すサポートなど）が増加している。

しかしながら、協議会事務局職員のみでは、専門的な知識やネットワーク不足により、BIRDSの有する潜在的な機能を活かしきれないため、常勤で対応する「プロフェッショナルなコミュニティマネージャー」を設置することで、BIRDSのハブとして役割を担い、施設利用の更なる促進と新たな事業創出を図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

BIRDS Coworking×FUKUROI

静岡県袋井市田町 1 - 1 -15

<運営時間> 午前9時～午後9時

※スタッフ在中時間：土・日・祝日・年末年始を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

5 業務内容及び仕様

受託者は、本仕様書に定める各項目に基づき、コミュニティマネージャーとしてBIRDSの運営・管理に関する以下の業務を遺漏なく遂行するものとする。

(1) コミュニティ形成・交流促進業務

ア 利用者間の交流促進

- ・ BIRDS来訪者及び利用者に対し、積極的に声かけを行い、利用目的や専門的、職業的知見を有する分野等を把握し、相互の紹介や交流を促す。
- ・ 利用者同士の偶発的な出会いを創出し、共同プロジェクトやビジネス連携に繋がる機会を創出する。

イ 情報共有とネットワーキングの支援

- ・ 利用者からの相談に対し、BIRDS内外の適切な専門家、企業、研究機関等への橋渡しを行う。

ウ BIRDSの「顔」としての役割

- ・ 常に利用者の目線に立ち、親しみやすく、相談しやすい環境を創出する。
- ・ BIRDSのビジョンや目的を利用者に明確に伝え、共感を促す。

(2) 産学連携推進・共創促進サポート業務

ア イベント・セミナー等の企画・運営

- ・ 産学連携によるビジネスアイデアの創出、地域課題解決を目指すイベント（想定：セミナー、ワークショップ、ピッチイベント等）の企画・運営を行う。
- ・ 講師、登壇者、メンター等の専門家との連絡調整を行う。

イ 地域事業者の課題発掘・可視化支援

- ・ 地域事業者の課題に関する情報を収集・整理し、BIRDS利用者からの課題提起を促進する。

(3) 改善提案業務

ア 運営改善提案

- ・ BIRDSの利用状況、イベント実施状況、利用者からの意見、問題点等を踏まえ、BIRDS運営の改善提案を行う。

6 求められる資質・要件

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、以下の資質・要件を満たすコミュニケーションマネージャーを配置すること。

(1) コミュニケーション能力

ア 多様なバックグラウンドを持つ利用者（企業、スタートアップ、大学、行政、県民等）と円滑なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築できる能力。

イ 傾聴力、質問力、ファシリテーション能力を有し、利用者間の交流を促進できる能力。

(2) 産学連携に関する基礎知識

URAの資格を有し、研究技術動向、地域課題解決への応用事例等に関する基本的な知識を有し、利用者との会話やイベント企画に活かせる能力。

(3) 企画・実行能力

イベントや交流会等の企画立案から実施、効果測定までを一貫して遂行できる能力。

(4) 課題解決志向

利用者の課題やニーズを的確に把握し、解決に向けた提案や適切なリソースへの橋渡しができる能力。

(5) 協調性・柔軟性

ア 協議会、その他関係機関と密に連携し、BIRDS全体の目標達成に貢献できる協調性。

イ BIRDSの運営状況や利用者のニーズの変化に柔軟に対応できる能力。

(6) 情報発信能力

BIRDSの魅力や活動内容を効果的に発信できる文章作成能力。

7 成果物の提出

受託者は、以下の成果物を委託者に対し、指定された期日までに提出するものとする。

(1) 月次業務報告書（業務内容、利用者数、イベント実績、課題・改善提案等）

(2) イベント・セミナー実施報告書（各イベント終了後）

(3) その他、発注者が指定する業務に関する報告書及び資料

8 支払方法

- (1) 委託料は、月ごとの分割払いとし、月次業務報告の検査合格後、委託料を請求することができるものとする。
- (2) 委託料は、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、BIRDSに週 1 日以上、常駐する運用とすること。
なお、常駐する日数、曜日については、受託者からの提案によるものとする。
- (2) 受託者は、協議会と綿密に連絡を取りながら委託業務を実施すること。
- (3) 受託者は、BIRDSが地域産学連携の中核施設として機能するため、産学連携に係る最新の動向を把握し、運営に反映させるよう努めるものとする。
- (3) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (4) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は協議会に帰属する。
- (5) 業務の遂行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に明記されていない事項及び疑義等が生じた場合は、協議会と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、BIRDS産学連携コミュニティマネージャー業務に関連して知り得た情報やその他機密に属すべき一切の事項を支援対象事業者及び協議会の合意なしに、第三者に開示・漏洩させないものとする。また、これにより生じた損害について、協議会は一切の責任を負わないこととする。